

請 書

令和 8年10月21日

横浜市交通事業管理者

契約番号 2653020193

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社新生工具店

代表者職氏名 SKGホールディングス株式会社

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 013-01 工具セット (KTC) 10個ほか 同等品可

契約区分 ☒ 確定契約 ☐ 概算契約 (概算数量契約)

契約金額

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 7 9 8 6 0 0

☒ 課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
¥ 7 2 6 0 0

☐ 免税業者

内 訳 (品名：品質、形状等)	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり	一式		726,000
合 計			726,000

納入場所 (履行場所) 交通局滝頭営業所

納入期限 (履行期限) 令和 8年 10月 21日 から 令和 9年 2月 28日 まで

前 金 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 の 基 準 ☐ 設計書のとおり ☐

支 払 時 期 の
特 約 の 確 認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用 ☒ 物品供給契約約款 ☐ 物品製造 (印刷製本) 請負契約約款
☐ 委託契約約款 ☐ 修繕請負契約約款
☐ 賃貸借契約約款 ☐ 設計・測量等委託契約約款
☐

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程 (平成20年3月水道局規程第7号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程 (平成20年3月交通局規程第11号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。